

教育委員会の体制が新しく

教育長に藤田さんが再任

教育長(再任)



藤田善久(62歳 平田町)
任期 4月1日から(3年間)
教育長職務代理者(新任)
綾康典(61歳 宮川町)
任期 3月24日から(1年間)

教育委員(新任)

沖田行司(71歳 京都府京田辺市)
任期 4月1日(令和5年3月23日)

教育委員(再任)

篠原玲子(48歳 五個荘山本町)
任期 3月24日から(4年間)

教育総務課

☎0748・24・5670
IP050・5801・5670
FAX0748・24・5694

芝生の上で体を動かそう

すすく東近江市事業
みどりの広場がオープン

旧八日市南小学校跡地を活用した「すすく東近江市事業」として整備を進めてきた「みどりの広場」が完成しました。

この広場は、大型遊具の設置とともに天然芝と樹木を植え、四季の移り変わりを感じてもらえる空間となっています。



☎0748-24-5625
IP050-5801-5625 FAX0748-23-7501

うるおいとにぎわいのまちを目指して

市役所の組織を変更しました

4月1日から、機構改革により一部の部署や所管する業務を変更しました。

「文化スポーツ部」を新設

文化財の保護・活用とスポーツ振興の所管を教育委員会から市長部局に移し、観光やまちづくりとの連携を図ります。

部内には、歴史文化振興課、スポーツ課、国スポ・障スポ推進課を設置しました。

企画部に「総合政策課」を新設

総合的な政策推進を図り、課内に「森と水政策室」を設置し、豊かな自然環境や地域資源を生かした取組を進めます。

「環境政策課」に「里山活用推進室」を新設

環境政策を推進するため、生活環境課から名称を変更しました。さらに、里山の保全や活用を図るための取組を進めます。

☎0748-24-5601
IP050-5801-5601 FAX0748-24-0752

- 住宅課に「空家対策推進室」を新設
空家対策について、関係部局が連携し、取組強化を図ります。
- 都市整備部に「広域事業推進課」と「公共交通政策課」を新設
国や県と連携したインフラ整備の推進と近江鉄道線の維持存続やちよこつとバスの公共交通の取組強化を図ります。



本市の魅力をもっとPR

東近江市
レインボー大使が決定



今年度の「東近江市レインボー大使」が決定しました。

大使の皆さん(左から)

芝内沙耶香さん(19歳 近江八幡市在住)
延谷碧依さん(20歳 近江八幡市在住)
松村彩加さん(22歳 東近江市在住)

今後は、観光協会や市が行う各種イベントに参加し、観光振興に寄与していただきます。任期は4月1日から1年間です。

☎0748-29-3920
IP050-5802-8621 FAX0748-29-3922

空家の活用にチャレンジ

空家等の可能性を生み出すモデル事業

空家の新たな活用方法の提案を募集します。優れた提案に対し、実現に必要な経費の一部を補助します。

■補助金額 補助対象となる改修経費の3分の2以内(上限500万円)

☎0748・24・5669
IP050・5801・5691
FAX0748・24・5578



改修後の空家
外観(上)と室内(下)

※提案書の提出後、審査のうえ、採択事業を決定します。

☎0748・24・5669
IP050・5801・5691
FAX0748・24・5578

まちをきれいに

美しいまちを守るために



美しいまちを維持するためには、ごみを捨てないことが大切です。ごみは適切に処分し、美しいまちを維持しましょう。



☎0748-24-5636
IP050-5801-5636 FAX0748-24-5692

空店舗の再生を支援

東近江市中心市街地商業等空店舗再生支援事業補助金

中心市街地内にある空店舗を利用して開業しようとする事業者に対して、店舗の改修費用の一部を助成します。

対象工事

市内工事業者と契約して行う改修工事(未着工の工事に限る。)

助成内容

改修費用の2分の1(上限300万円) ※50万円以上の工事に限る。
※審査で補助の可否を決定します。
※必ず交付決定後に工事着手してください。



空店舗の室内 改修前(上)と改修後(下)

☎0748・24・5565
IP050・5802・9540
FAX0748・23・8292

更新申請書を送付します

福祉医療費受給券
更新のお知らせ

福祉医療費受給券は、毎年8月に更新となります。更新には、事前に申請書の提出が必要です。対象者には5月下旬に申請書を送付しますので確認してください。

い人は、受給券を発行することができませんので注意してください。 ※小学校就学前までの子どもの受給券（「乳幼児」と記載のあるもの）、小学1年生から中学3年生までの子どもの受給券（「子ども医療費受給券」と記載のあるもの）は、今回更新の対象ではありません。 ※受給券は、7月中旬に発送します。

☎0748・24・5631
IP050・5801・5631
FAX0748・24・5576

人権の花が咲くまちを目指して

2020 人権のまちづくり講座
受講生を募集します

人権が尊重される住みよいまちの実現のために「人権のまちづくり講座」を開催します。

第1回 6月6日(土) 10:00~11:30	「子どもの人権」 講師：上村文子さん（社会福祉士、滋賀県教育委員会ソーシャルワーカーSV） 場 市役所新館3階会議室
第2回 6月13日(土) 10:00~11:30	「インターネットによる人権侵害」 講師：竹内義博さん（(一社) ソーシャルメディア研究会チーフ技術相談員） 場 てんびんの里文化学習センター
第3回 6月20日(土) 10:00~11:30	「男女共同参画」 講師：伊藤公雄さん（京都産業大学教授） 場 市役所新館3階会議室
第4回 7月4日(土) 10:00~11:30	「同和問題」 講師：樋口孔司さん（(公財) 滋賀県人権センター） 場 市役所新館3階会議室

対市内在住・在学・在勤の人 定100人
各講座の前日まで
申問生涯学習課 ☎0748-24-5672
IP050-5801-5672 FAX0748-24-1375

将来への橋わたし 国民年金

障害基礎年金の申請

国民年金の加入中に病気やけがなどで障害の状態になったときは、障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日）において、障害の程度が1級・2級に該当した場合は、障害基礎年金を受給することができます。

ただし、請求には公的年金保険料

の納付要件を満たしていることが必要です。なお、20歳前に初診日がある病気やけがにより障害の状態になった人で、障害年金の1級・2級に該当する人は年金を受給することができますが、本人に一定額以上の所得やそのほかの年金受給がある場合は支給が制限されます。

☎0749・23・1116
問彦根年金事務所

将来の橋わたし国民年金

学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生でも国民年金に加入することになります。しかし、本人の前年所得が一定基準以下の場合は、申請すれば保険料の納付が猶予できます。令和2年度の猶予承認期間は、令和2年4月から令和3年3月分までです。継続を希望する場合は、毎年4月以降に申請書の提出が必要です。

申請には、年金手帳（所有者のみ）、印鑑、学生証（裏表のコピー可）または在学証明書（原本）が必要です。
問保険年金課 ☎0748-24-5631 IP050-5801-5631
FAX0748-24-5576 または各支所

注意してください

オオキンケイギクは
特定外来生物です



オオキンケイギクは、特定外来生物のため栽培が禁止されています。5月～9月頃まで黄色い花を咲かせます。庭などで見つけたら、根を残さないように抜き取り、燃えるごみとして出してください。
問環境政策課 ☎0748-24-5633 IP050-5801-5633 FAX0748-24-5692

がんばる中小企業者を応援

セーフティネット資金が利用できます

新型コロナウイルス感染症によって、経営に支障を来している事業者の資金繰りを支援するため、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定をしています。

ただし、本認定が信用保証を確約するものではありません。金融機関や信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この認定を受けることで、滋賀県中小企業振興資金融資制度の「セーフティネット資金」の対象となり、一般保証とは別枠で、セーフティネット保証枠2.8億円と危機関連保証枠2.8億円の保証枠が利用で

申問商工労政課
☎0748・24・5565
IP050・5802・9540
FAX0748・23・8292

始めましょう! エコな生活

環境にやさしいシステムの導入に
4つの奨励金を交付します

環境にやさしい暮らしへの取組として、対象機器を設置された場合、奨励金を地域商品券（三方よし商品券）で交付します。

機器の設置後、申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

■申請期間 令和3年2月15日(月)まで
※予算額に達した時点で受付を終了します。

■住宅用太陽光発電システム
(市内業者にて契約または施工する場合に限る。)
上限40,000円

■コージェネレーションシステム(自立運転型)
上限40,000円

■蓄電システム
上限50,000円

■太陽熱温水器
本体購入価格の10分の1、上限50,000円

申問環境政策課 ☎0748-24-5633
IP050-5801-5633 FAX0748-24-5692

出場者募集!

親と子の
よい歯のコンクール



口腔衛生に対する関心を高め、健康づくりに寄与するため、歯や歯ぐきの健康状態を審査し、その結果を表彰します。

時 6月18日(木) 14:30~16:00
場 東近江保健センター
対市内在住で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに3歳6カ月児健診を受けた、むし歯のない幼児とその親
申 5月22日(金)まで
◆最優秀賞の親子は、市の代表として県のコンクールへ出場していただきます。
申問健康推進課 ☎0748-24-5646
IP050-5801-5646 FAX0748-24-1052

戦没者等のご遺族の皆さんへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

①弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者等の子
③戦没者等の⑦父母、⑧孫、⑨祖父、⑩兄弟姉妹（※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどにより順番が入れ替わります。）

額面25万円、5年償還の記名国債
持ち物
本人確認書類、印鑑（スタンプ印不可）

④戦没者等の甥、姪など三親等内の親族（※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。）

■請求期間 令和5年3月31日まで
※期間を過ぎると弔慰金を請求することができなくなります。
※必要書類は、請求者や遺族の状況によって異なります。詳しくは問い合わせください。

申問健康福祉政策課
☎0748・24・5512
IP050・5801・0945
FAX0748・24・1052
または各支所